

中部哲学会年報

第40号

●シンポジウム：終末期医療と倫理

シンポジウム「終末期医療と倫理」への招待.....	倉持	武	1
ドイツにおける「緩和医療 versus 積極的安楽死」の一断面.....	山本	達	11
終末期医療のイメージ——クインラン事件をめぐって.....	香川	知晶	22
患者の尊厳の基礎づけと医療者の意識 ——カント論の立場から.....	佐藤	労	33

●研究論文

カントにおける「無」の概念の位置づけ.....	森	芳周	44
カントとヤスパース哲学 ——理論理性と実践理性・理性と実存——.....	森	哲彦	56
ヘーゲル『精神の現象学』における「承認」の概念について..	住田	昌寛	67
What does the refusal of Empedocles' definition in <i>Meno</i> mean?	山田	哲也	78
トマス・ティラーにおけるプロティノス受容に関して ——Enn. III, 2, [47]において.....	三宅	浩	88
ヘルダーとヘルダーリンのスピノザ主義.....	中河	豊	99
Une autre dimension de l'union de l'âme et du corps—De la conception de l'imagination dans les <i>Regulae</i>	曾我千亞紀		112
反還元主義とローカル還元主義の論争を批判する.....	井上	研	123
非両立論的な自由意志概念の問題点について.....	鈴木	秀憲	133
●会報.....			150

平成19年度

中部哲学会 編

- (10) FLETCHER, Joseph, 1960, "The Patient's Right to Die," *Harper's Magazine* (October), pp.139-143.
- (11) FLETCHER, Joseph, 1973, "Ethics and Euthanasia," in Williams, Robert H. (ed.), *To Live and To Die: When, Why, and How*, p.114.
- (12) HUMPHRY, Derek, and WICKETT, Ann, 1986, *The Right to Die: Understanding Euthanasia*, Harper & Row, Publishers, p.20.
- (13) COLEN, BD, 1976, *Karen Ann Quinlan: Dying in the Age of Eternal Life*, Nash Publishing, pp.105-6.
- (14) HYLAND, William F., and BAIME, David S., 1976, "In Re Quinlan: A Synthesis of Law and Medical Technology," *Rutgers Camden Law Journal* 8, p.37.
- (15) MCINTYRE, Russell L., 1993, "The Significance of The Legacy of Karen Ann Quinlan," *Trends in Health Care, Law and Ethics* 8(1, Winter), p.7.
- (16) *Newsweek*, 1975, "A right to die?" 86(18)(Nov 3), p. 44.
- (17) FILENE, Peter C., 1998, *In the Arms of Others: A Cultural History of the Right-to-Die in America*, Ivan R. Dee, pp.35-8.

患者の尊厳の基礎づけと医療者の意識

—カント論の立場から—

佐藤 労 (藤田保健衛生大学)

「終末期医療と倫理」を考える際に、私は二つの視点を持っている。一つめは、カントの研究者として終末期医療に必要と考えられる患者の尊厳を考察する視点である。二つめは、医学部に勤め、医療者と共に考えることが出来る立場にいることである。そこで、本論の前半は、カント論の立場から終末期患者の尊厳について考察する。後半は、老年医学の専門家および老年看護の専門家と私が共同で行った、医療者・看護職・介護職に対するアンケート結果を紹介する。

1. カントにおけるWürdeの二義性

カント⁽¹⁾においてWürdeを考察するときに、よく引用されるのが『人倫の形而上学の基礎づけ』（以下では『基礎づけ』と略記する）の、次の文言である。

目的の国においてすべてのものは、価格を持つか、それとも尊厳を持つか、そのいずれかである。価格を持つものは、何か別の等価物で代替できる。ところが、それとは逆に、一切の価格を超出した崇高なものは、したがっていかなる等価物も許さないものは、尊厳を持つ⁽²⁾。（原文のゲシュペルトを太字で記した、以下同様）

他方で、見落とされる文言の中に、『実用的見地からの人間学』（以下では『人間学』と略記する）の、次のような文言がある。

封建制の下では、君主の位階から、中間のあらゆる位階を経て、下は人間としての位階がゼロとなりかろうじて人間であるだけという状態に至るまで…⁽³⁾。

ここで示した「尊厳」と「位階」は、いずれもWürdeの訳語なのである。西欧語の元の言葉（WürdeにせよDignityにせよ）は、日本語に訳すと尊厳と位階という一見すると相容れない二つの意味を持つ言葉である。それゆえ、Würdeを『基礎づけ』の訳文だけで考察しようとすると、『人間学』に見られるような、最高の位階、中間の位階、位階ゼロの状態など「程度の考察」を見落とすことになる。具体的な人間である患者を対象として考察する医療の倫理において、この「程度の考察」は重要な視点を与える。原語で読んでいる西欧人達は、二つの意味を連続して理解している。尊厳と位階を、我々日本人も連続して理解する必要があるだろう。それゆえ以下では、Würdeに「尊厳・位階」という訳語を当てることにする。

2. 尊厳・位階のさまざまな意味

尊厳・位階といえば、カントの倫理学の重要な概念である。そしてそれは、自律する理性的存在者の性格の特性であるというのが、広く知れ渡った解釈であろう。これに異を唱えるつもりはない。だが、カント倫理学だけが、この言葉を用いているわけではないことを確認しておこう。カント自身は、経験論の傾向性が尊厳・位階を持たないように『実践理性批判』で次のように警告を発している。

経験論は、志操における道徳性を根こぎにし、〔中略〕あらゆる傾向性と結託して、傾向性が最上の実践的原理の尊厳・位階にまで高められたりするとなれば、人間性の品位を著しく低下させることとなるが、にもかかわらず、すべての人からいへんに好感を持って迎えられるものもあるから、…。（引用文中の傍線は佐藤によるものである。以下同様）⁽⁴⁾

また、『論理学講義』においては、スコラ的概念として、哲学が尊厳・位階を持つ、とも述べているゆえに⁽⁵⁾、この言葉はカント哲学だけに用いられる用語ではない。

では、カントに特有な意味での尊厳・位階とは何であろうか。先に述べたように、それは自律する理性的存在者の性格の特性である。しかし、この自律は、人間にとて、どんなときにもできるのだろうか。健康で、収入もあり、投票権もある男性というのが、カントが描いた理性的存在者の

模範形であろう。しかし、こうした理性的存在者たちからなる国に、弱い人間は住んでいないのだろうか。現代の終末期の患者の尊厳を考察するとき、カントが弱い人間をどのように描いたかを考えることで、終末期の患者の尊厳を考えてみたい。

3. 他律と自由の両立、二種類の国民

一般的に理解されているように、自律とは自然法則から独立な理性的存在者が、自分で法律を立て、自分が立てた法則に自ら従うという、独立・立法・遵法という三つの側面を持つものである。これに対して、他律とは他人が決めた法律に、嫌々従い、自由のない状態を指すと理解されている。しかし、次のような『人倫の形而上学（法論）』の文言を、どのように解釈したらよいだろう。

そうは言つても、他の人への意志の従属と不平等は、ともに一つの人民をなす人々の人間としての自由と平等に対立するわけではけっしてない⁽⁶⁾。

ここには、他律と自由が両立する可能性が示されていると考えられる。

まずこの文言で、「自律」が「自由」を内包し、「他律」が「不自由」を内包する、と単純には言えないことが理解される。カントは、この箇所で、「能動国民（activer Staatsbürger）」と「受動国民（passiver Staatsbürger）」を区別して、受動国民は、他律ではあるが自由な国民だと論じているのである。カントは次のように記している。

商人や手工業者のもとで働く職人、奉公人、（自然による、あるいは国民としての）未成年、すべての婦人、そして、おしなべて、自分の経営努力によるのではなく、（国家による指図を除く）自分以外の人々の指図に従うことによって、自分の生存（扶養と保護）を維持せざるをえない者はだれであれ、国民としての人格を欠いており、この生存はいわば内属にすぎない。〔中略〕なぜなら、他の人の命令や保護を受けざるをえないので、国民としての自律を欠いているからである⁽⁷⁾。

ここでは、他人に養ってもらうことで生存を維持する者を考察している。これは病人にも通じる考察であろう。上掲と同じ場所で、カントは国民 (Staatsbürger) であるための要件を、次の3つと考えている。「法律上の自由」 (gesetzliche Freiheit)：自分が同意を与えた法律以外のどんな法律にも従属しないこと。」「国民としての平等」 (bürgerliche Gleichheit)：相手がこちらを拘束できると同様に、こちらもまた相手を法的に拘束する道徳的能力をもつような相手だけを認め、人民の中に自分より上位の者を認めないこと。「国民としての自立」 (bürgerliche Selbstständigkeit)：自分の生存と維持とを、人民の中のある他の人の選択によってではなく、公共体の成員としての自分に固有の権力と力によって営むことができる。

そして、受動国民は自立を欠いているがゆえに、投票する資格を持てないのである。婦人などの扱いは当時の時代的制約があると考えられるが、未成年に関しては現在でも通用する考えであろう。さて、投票する権利がないというのであれば、どんな理不尽な法律にも従わねばならないかと言うとそうでもない。能動的国民が作る法律は、受動国民が「受動的状態から能動的状態へと努力してあがる (empor arbeiten)」ことができるという法則に反するものであってはならないのである。他律的に生きている国民は、だれしも自立する立場になりうる可能性が開かれているという、自由と平等の地平が保障されなければならないのである。

4. 尊厳・位階をもつ者、もたない者

ではつぎに、尊厳・位階をもつか、もたないか、ぎりぎりの条件についてのカントの思考をみてみよう。国民はすべて尊厳・位階をもつ、これは受動国民の箇所からも確認できるが、次のようにも言っている。「尊厳・位階を一切もたない人間は国家には存在しないだろう。というのも少なくとも国民という尊厳・位階はもつからである」⁽⁸⁾。国民の尊厳・位階とは何を指しているのだろうか。この箇所では、犯罪者 (Verbrecher)、奴隸 (Leibeigene)、家僕 (Unterthan)、農奴 (Gutsinterthan)、小作人 (ansässiger Unterthan)などを比較して、尊厳・位階をもつ者、もたない者、を考察している。丁寧にみていく。

犯罪者および奴隸は、尊厳・位階がない者とされている。

「自分が犯した犯罪 (Verbrechen) によってその尊厳・位階を奪われば事情は異なり、生かされてはいるが、他の者 (国家あるいは他の国民) の選択意志のたんなる道具にされる。このようになった人は (判決と法によってのみそうされる) 奴隸 (Leibeigene) (厳密な意味での奴隸) であり、他の人の所有に属する。他の人はしたがって主人にとどまらず、所有者でもあり、奴隸を物件として譲渡し、好きなように (ただし恥すべき目的以外に) 使用し、その生命と肢体はともかく、その労力を任意に用いる (処分する) ことができる。」⁽⁹⁾

犯罪者は、他人の単なる道具・手段にされ、奴隸となり、物件として譲渡されたり、労力を処分されたりする。他人に、所有され「好きなように使用」される。ゆえに、尊厳・位階がないという議論である。ただし、いくら犯罪者や奴隸であっても、恥すべき目的には使用してはならないし、生命を奪う、肢体を切り刻む、などは、許されない。

このように、尊厳・位階は、犯罪者に対して「判決と法によっては」奪われる。だが、「契約によっては」奪われることはない。次の文言を見てみよう。「契約によっては誰も、人格であることをやめてしまうようなそのような従属へと拘束されることはない。というのも、人格である限りでしか契約を結ぶことはできないからである。」こうした契約には、家僕と小作人などの場合があるが、家僕と小作人では、前者は尊厳・位階をもたないが、後者はもつ、と異なった判断をカントは下している。

「家僕」について次のように記している。「主人がその家僕の労力を好きなように利用する権限をもつならば、主人は家僕の労力を（砂糖諸島の黒人がそうされたように）死ぬまで、あるいは生きる望みが失せるまで利用し尽くすこともできるのであり、家僕は現実には自分を主人に売り渡してその所有物になることになるからである。」このように、家僕は「好きなように利用される」ゆえに、国民の尊厳・位階をもたないと考えられている。

これに対して、「小作人」について次のように記している。

「したがって人が賃貸借できるのは、質と程度が定められた労働に限られる。つまり日雇い労働者として、住むところのある小作人としてである。〔中略〕自分が人格であることを犠牲にするような農奴にならずに、年期小作あるいは永代小作を成立立せることができる」。

家僕や農奴と、日雇い労働者や小作人とは違うことがある。労働の質は、両者とも許されるものである。これに対して、労働の量が、無期限である家僕・農奴と、期限付きである日雇い労働者や小作人とは、異なっているのである。

では、賃貸借する労働の量が、無期限であるか期限付きであるかが、どうして国民という尊厳・位階の有無の線引きになるのだろうか。労働契約できるのは、無期限契約ではなく、期限付き契約のみだとカントは論じている。それは、期限付きであれば、契約の終わった後に、家僕や農奴を止める可能性、「好きなように利用されない」可能性が開かれているのに対して、無期限であれば、その可能性は開かれていないからであると解釈できる。自らを養える状態へと変わる可能性が開かれていること自体が、国民としての尊厳・位階であると解釈できる。

5. 尊厳・位階をもちうる条件

受動国民の考察と、小作人の考察を通して、次のことが明らかになる。受動国民は、自由・平等の資格を有しながらも、自立していないがゆえに、国家の同胞であるにすぎず国民として投票の権利は持っていない。しかし、能動国民は、受動国民が努力して受動状態から能動状態へと上がる可能性を阻むような法律は立てることが出来なかった。受動国民は、上昇する可能性を保持されているゆえに、尊厳・位階を有していると解することが出来る。

また、小作人は、労働の質は恥すべきものの目的ではなく、かつ、労働の量も限定されていた。一日の労働時間であれ、年季明けであれ、主人から自由になる時間が保障されているのである。賃貸借契約を終わりにして、自作農民になる可能性を阻まれていないのである。

奴隸や農奴が「好きなように利用される」一方的な関係であるのに対して、受動国民も小作人も、上昇する可能性が阻まれていない限りで、尊厳・位階を有していると解釈されうる。そして、この契約は契約する双方の者の平等な合意によって成立するのに対して、判決によって奪われる尊厳・位階の場合には、裁く者と犯罪者の平等な同意によって成立するわけではないのである。

以上の考察によって、カントは、尊厳・位階について少なくとも三つの程度を考えていることになる。尊厳・位階が高い能動国民などには、国家

の法律の制定に関与する権利がある。尊厳・位階が低い受動国民や小作人などは自立はしていないので立法や投票権がないのだが、法律上の自由：自分が同意を与えた法律以外には従属しないことや、平等：相手がこちらを拘束できると同様に、こちらが相手を拘束することなどの権利はもっている。そして自由・平等ゆえに、上昇する可能性を有している。これらに対して、犯罪者や無期限契約の農奴などは、尊厳・位階を奪われている。こうした三つの尊厳・位階の程度である。

6. 尊厳・位階の授与

さて、Würdeを「位階」と訳さざるをえないような多くの場合は、国家に関する記述の場面である。カントは『人倫の形而上学（法論）』で次のように記している。国家における三つの権力は、いずれも尊厳・位階をもっている（第47節）。その三つとは、立法者、最高命令者、最高裁判官である（第48節）。そして三つのそれぞれは、非難してはならない、反抗してはならない、変更してはならないという、尊厳・位階をもつものである。また、最高命令者は、尊厳・位階を配分する権利も有している。

「尊厳・位階は俸給を伴わず、その配分とは、名譽のみに基づく身分を昇進させること、つまり下位の地位（自由であり公的には法則に拘束されるが、上位への服従を予め規定されている）との関係において、上位の地位（命令する地位）を授与することである。」⁽¹⁰⁾

こうした文言から、尊厳・位階の配分、つまり、最高命令者が、上位の地位の者に対して下位の地位の者へ命令できる身分を授与することが描かれている。上位の地位を配分された者は、配分される前の身分から、配分された後の身分へは、昇進したわけである。これは、受動国民から能動国民へと上昇する可能性などにも通じる、カントの思想であろう。尊厳・位階は、能力に応じて授与されるものであると、解釈できる。そうであるから、尊厳・位階の程度を示す、次のような『人間学』の文言が解釈できるようになる。

「私の推測では、これらはすべて封建制に由来すると思われるが、封建制の下では、君主の尊厳・位階から、中間のあらゆる尊厳・位階を

経て、下は人間としての尊厳・位階がゼロとなりかろうじて人間であるだけという状態に至るまで、つまり目上の者からお前呼ばわりされるだけの奴隸の身分、ないしはまだ自分の意志を持つことが許されない赤ん坊の身分に至るまで、一上位の者に支払われるべき尊敬の等級(Grad der Achtung)がゆめ疎かにされないようにと気配りされていたのである。」⁽¹¹⁾

さて「位階」と訳語がつく文脈は、たしかに『人間学』であれ『人倫の形而上学(法論)』であれ国家に関連した文脈で語られることが多い。それゆえ、国家論では位階と訳し、道徳論では尊厳と訳し分けるのが相応しいと考えられるかもしれない。しかし、よく引用される『基礎づけ』の「尊厳」の箇所を思い出してみよう。そこは、「目的の国」の文脈で語られる「尊厳」なのである。カントの道徳論は、外面の国家を内面化したものになっている。そして、立法する理性と、執行する理性と、裁く理性が、同じ一つの理性であるという特徴をもっている。それゆえに、尊厳・位階を授ける者と、授けられる者とが、同じ個人であるという特徴も併せ持っていることになる。理性的存在者は、他の誰かによって尊厳・位階を授けられるわけではなく、自分自身で、能力に応じて自分に尊厳・位階を授けるのである。それは(1)立法に問われるときの自律的な尊厳・位階のある立場と、(2)立法に問われないときの他律的ではあるが、他人が立てた法則に同意する自由を備えた尊厳・位階のある立場と、(3)他律的であり「好きなように利用される」だけの尊厳・位階のない立場に分けられる。今後、(1)を「立法する尊厳・位階」、(2)を「同意する尊厳・位階」、(3)を「尊厳・位階なき状態」と呼ぶことにする。

7. 終末期医療に関する認識(アンケート結果)⁽¹²⁾

高齢者終末期医療の決定プロセスについては、患者の意思を最重要として、患者、家族、医療・ケアチームで最善の医療を話し合うことが必要とされる。医療・ケアチームのなかで職種による終末期医療に対する認識が異なると、合意形成に影響が出る可能性があるので、職種別に、終末期医療についてのアンケート調査を行い比較検討した。

有効回答数は902で、回答率は62.5%であった。職種別の回答者では、医師は185名、看護職は292名、介護職は222名、医学生は本学1年生106

名、5年生97名合計203名から回答があった。1年生は入学直後にターミナルケアや高齢者医療の講義の後に、5年生は臨床実習終了後6年に進級する直前にアンケートを実施した。

1) 終末期医療についての経験

痛みを伴う悪性腫瘍終末期、悪性腫瘍以外の終末期いずれも看護職が80.90%と最も多い頻度で経験していた。逆に介護職では30.65%と少ない経験頻度であった。

2) 終末期医療に対する関心

「関心がある」「まあ関心がある」まで入れると、4群とも関心がある人が86%以上と大多数を占めた。ただ、介護職では「あまり関心がない」「関心がない」は合わせて13.6%と他の群よりも多かった。

3) 病名や今後の見通しについて

病名や今後の見通しについて、患者や家族の納得のいく説明がなされているかについては、医師では「できている」「ある程度できている」合計で83%を占め、「できていない」と思うのは、2.8%にすぎないが、看護職、介護職、医学生では24~30%あり、医師が「できている」と感じているのに対して、他職種・学生では「できていない」と感じることが少なくない。医師と他職種との認識の違いが存在する可能性がある。

4) 死期が迫っている場合の延命治療と中止する場合の選択肢について

終末期で死期が迫っている場合の延命治療は「やめたほうがよい」「やめるべきである」が62~88%を占めた。医師が88%と最も高く、介護職は62%で最も低かった。延命治療を中止する場合の選択肢としては「苦痛を和らげる治療やケア」を選択する者が医師、看護職、学生では88~9%と大多数を占めたが、介護職では59%にとどまり、むしろ「自然に死期を迎える」という選択が26%と他の群よりも多く見られた。

5) 延命治療に相当する治療内容

人工呼吸器、気管切開・気管内挿管、経管栄養、中心静脈栄養、末梢静脈栄養、昇圧剤使用、輸血、酸素吸入、透析のなかで、複数回答により延命治療に含まれる治療は、人工呼吸器による呼吸管理や、気管切開・気管内挿管をあげるひとが多数を占め、最も少ないのは末梢静脈栄養であった。

6) 延命治療を判断する上で考慮すべき事項

延命治療を判断する上で最重要事項は本人の意思であり、ついで病前の本人の意思、家族の意思であった。

7) 終末期の心肺蘇生について

医師と看護職では「事前に同意を得て心肺蘇生は行わない」が75%と68%であったが、介護職では34%、学生では26%と低い割合を示した。一方「家族が駆けつけるまでは心肺蘇生を行う」とするものが、学生、介護職、看護職で36%、28%、21%見られた。

8. 患者の尊厳・位階

たとえば、悪性腫瘍の患者は、自分の人生については、嘘をつかない人生を送ろう、他人に親切にすることを人生訓にしよう等と、人生指針つまり立法に関わることができ、その意味で、立法する尊厳・位階を有している。これに対して、同じ悪性腫瘍の患者でも、自分の治療の方針について、化学療法ではこの薬品を使い、期間は2週間、放射線治療では、頸椎のこの部分にこの量の放射線を当てる等と、治療方針を立案できるわけではない。患者が、治療方針について、立法する尊厳・位階を有することは困難である。しかし、同じ患者であっても、医療者が提供するゆえに他律的ではあるが、治療方針について、同意する尊厳・位階を有することはできる。そして、人生指針について立法する尊厳・位階を有することと、治療方針について同意する尊厳・位階を有することは、矛盾しない。いずれも、人間としての自由と平等が守られて可能になることである。しかし、これらに反して自由な同意ではなく、強制的な同意、もしくは同意なき治療であるならば、自由を侵害され尊厳・位階を毀損されることとなる。

カントの倫理学において、尊厳とは理性的存在者の自律することであると理解されるのが一般的であろう。そして、尊厳は一切の価格を超出した崇高なものという一種類しかないものと理解されてきた。しかし、本論で示したように、カントにおいて尊厳・位階は、「立法する尊厳・位階」と「同意する尊厳・位階」の二種類が存在することが明らかになつた。

終末期の患者は、自分の治療方針について立案に関わるほどの知的かつ体力的な能力はすでに備わっていないことが多い。とすれば、終末期の患

者に、一般的に理解されるカントの意味での尊厳は備わっていないことになる。しかし、同意する尊厳・位階もカント倫理学において認めるができるならば、他律的であっても同意することによって、患者の尊厳は保持されると理解することができる。さらに、患者は、自分の人生で、さまざまな指針を作成してきている。ある指針については立法する立場で関わり、ある指針については立法しないが同意する立場で関わるという、立法と同意の重層構造が想定される。そこには、尊厳の様々な程度が存在しながら生きている、具体的な人間の姿が見て取れる。

註

- (1) カントからの引用は、アカデミー版の巻数と頁数、岩波書店版『カント全集』の巻数と頁数の順序で記した。
- (2) 『人倫の形而上学の基礎づけ』(IV-434, 7-74)
- (3) 『実用的見地における人間学』(VII-131, 15-29)
- (4) 『実践理性批判』(V-71, 7-226)
- (5) 『イエッッシュの論理学講義』(IX-24, 17-33)
- (6) 『人倫の形而上学(法論)』(VI-315, 11-157)
- (7) 『人倫の形而上学(法論)』(VI-315, 11-157)
- (8) 『人倫の形而上学(法論)』(VI-329, 11-176)
- (9) 『人倫の形而上学(法論)』(VI-329, 11-176)
- (10) 『人倫の形而上学(法論)』(VI-328, 11-174)
- (11) 『実用的見地における人間学』(VII-131, 15-29)。この箇所には「尊厳の等級(Grad der Achtung)」があるだけで、「尊厳の程度」という言葉はない。しかし、文脈的には十分に「尊厳の程度」と解釈できると思われる。
- (12) アンケートの内容は、2007年度(第49回)日本老年医学会学術集会のシンポジウムIII「高齢者末期医療：高齢者は何処に行くのか」にて、本学医学部一般内科の浅井幹一が発表した。講演記録は、浅井幹一、佐藤労、天野瑞枝、の連名で『日本老年医学会雑誌』Vol.45(4), pp.391-394にある。